

感染症の対応について

明 聖 高 等 学 校 本 校
全 日 ・ 全 日 I T コース

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第18条、第19条で定められています。

その際の対応及び検査等での欠席についても以下のように規定することにしましたのでご確認いただき、必要書類の提出にご協力ください。

1. 感染症療養報告書の提出について

学校感染症により出席停止となる場合、療養期間終了後、「感染症療法報告書」を保護者の方が記入し、生徒が登校する際に持たせ、担任へご提出ください。

用紙は、ホームページ【在校生、卒業生の方へ】【4.感染症の対応について（本校、全日コース・全日 I T コース）】を確認の上、【感染症療養報告書】をプリントアウトし、記入してください。尚、病院の治癒証明書や診断書を提出する必要はありません。

2. 感染症の疑いで病院を受診した場合

感染症特有の症状があり、感染症にかかっている疑いがある場合、病院を受診し、医師もそれを認めて検査等をした日については、結果が陰性であったとしても【公欠扱い】とします。ただし、それ以降も症状が続き、欠席した場合は、感染症ではないので欠席扱いとなります。

感染症疑いで病院を受診した場合は感染症療養報告書の提出の必要はありません。学校までご連絡ください。

学校において予防すべき感染症一覧

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第18条、第19条で定められています。以下の感染症にかかったときは、学校での感染拡大防止の観点から、出席停止となりますので、すみやかに学校に連絡してください。なお、基準に定められた期間は自宅で休養し、登校する際は保護者の方が「感染症療養報告書」を記入して、学校に提出してください。

分類	病気の種類	出席停止期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、ポリオ、マールブルグ病、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ ※上記の他、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウィルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合のみ
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、帯状疱疹	※欠席の必要がない場合あり